

経営事項審査申請説明書

(経営規模等評価申請・総合評定値請求説明書)

この説明書は、東京都知事許可の建設業者を対象にしています。

国土交通大臣許可業者につきましては、令和2年4月1日から、
申請窓口が国土交通省関東地方整備局になりましたのでご注意ください。

財務諸表の作成に関する事項は、登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

経営事項審査申請に当たっては、最新の説明書をご活用ください。

なお、最新情報は、随時、東京都経営事項審査ホームページに掲載します。

〈経営事項審査についての一般相談（申請書の書き方等）〉

東京都都市整備局市街地建築部建設業課「相談コーナー」をご利用ください。相談員（行政書士）が対応します。

「相談コーナー」のご利用時間等

月曜日から金曜日までの午前9時30分から11時30分まで、午後1時00分から4時30分まで
電話での相談も受け付けております。

電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

令和5年7月



東京都都市整備局市街地建築部建設業課

経営事項審査の注意事項等について

1 経営事項審査予約日及び予約時間について

区分	予約対象案件	予約方法	予約対象の審査時間	相談コーナー	備考
経営事項審査	全て	月曜日から金曜日まで 9:00から17:00まで	月曜日から金曜日まで ○ 9:30 ○ 10:30 ○ 13:30 ○ 14:30 — 各時間帯	予備調査を受けることができますので、新規の方は特にご利用されることをお勧めします。	2か月先の審査日まで予約できます。

2 経営事項審査の再来審査日及び時間について

開庁日の月曜日から金曜日に行っています。

3 経営事項審査についての相談コーナーについて

開庁日の月曜日から金曜日に利用できます。

相談時間は、午前9時30分から11時30分まで、及び午後1時から午後4時30分までです。

電話での相談も受け付けています。

電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

4 経営事項審査場所について

都庁第二本庁舎3階の建設業課内

5 経営事項審査の審査基準の改正について（令和5年1月1日施行）

令和5年1月1日より、経営事項審査の審査基準の一部が改正され、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等が評価されるようになりました。その他、改正内容は以下のとおりです。

【経営事項審査の改正内容（令和5年1月1日改正）】

- ① W1-9 ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する取組の審査基準及び評点
- ② W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
- ③ W7 建設機械の保有状況の改正（加点対象建設機械を拡大）
- ④ W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正（加点対象の追加）

* 改正内容に関する詳細資料、告示、通知等については、国土交通省ホームページをご覧ください。

* 裏付資料については、P. 67～81（その他の審査項目）の該当部分をご確認ください。

6 審査の効率化について

受審者の皆様方の待ち時間を短縮し、予約枠の拡充を図るため、1件当たりの平均審査時間の縮減に努めています。そのため、以下のとおりの取扱いとさせていただきます。

① 都職員による事前確認について（本文P. 5）

技術職員数が多い場合や工事経歴書などの裏付資料の確認で、経営事項審査に時間を要する可能性のある項目については、経営事項審査の前に建設業課建設業指導担当に直接裏付資料をお持ちいただき、その対象項目の事前確認をお願いします。事前確認を受ける際には予約は不要ですので、直接建設業課建設業指導担当にお越しくください。事前確認の受付時間は、開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から5時までです。ただし、職員が審査中の場合は、審査が終了するまでお待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

事前確認が必要な場合

- ア 最初に受けた建設業許可通知書を紛失した場合、
- イ 技術職員が40名を超えるとき、
- ウ 確認対象となる工事が20件を超えるとき（工事経歴書に単価契約を5件以上記載したとき等を含む）
- エ 建設機械の保有台数が6台以上であるときなどです。

② 予約制度と審査時間について（本文P. 7）

経営事項審査の審査時間については、1件当たり通常15分から20分程度を想定して予約制度を運用しておりますが、例外的に1時間を超えるケースも生じています。このような場合、他の申請者の予約時間に影響が及ぶおそれがあることから、審査途中であっても審査終了の見込みが立たないときは、審査を中断し、改めて予約を取り直していただくこともありますので、ご了承ください。

7 注意事項

- ① 審査が終了し、申請書を受理した後は、申請内容の変更はできません。
- ② 審査は申請日（審査を終了し、申請書が受理された日）直前の決算日（審査基準日）に対して行います。
- ③ 登録経営状況分析機関の指示により、財務諸表（決算変更届）の訂正書類を提出した場合は、建設業課に「変更届出書の訂正について」（P. 94参照）を提出してください。経営事項審査申請時の提出も可能です。ただし、許可申請書類に添付した財務諸表の訂正はできませんので、その場合は、事前に建設業課審査担当にご相談ください。
- ④ 虚偽の申請をした場合は、監督処分（営業停止30日以上）の対象になります。また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。
- ⑤ 審査を円滑に行うために、あらかじめ書類の記入漏れの有無・必要書類の有無・裏付資料の整合性などを十分ご確認いただくとともに、書類を事前に整理し、審査時にはファイルなどから出しておくなど、速やかに提出・提示いただけるようお願いします。
- ⑥ 工事経歴書に記載されている工事の業種で不適切な場合が多く見受けられますので、決算変更届書の提出前に、建設業課審査担当に確認するなど、間違いのないようお願いします。

- ⑦ 同一基準日で、経営事項審査を再度申請することはできません。申請業種等申請内容を十分確認の上、申請してください。

8 その他

- ① 申請書の様式、記載要領、変更内容などについては、東京都経営事項審査ホームページに掲載しています。
(都市整備局HP → 「各種申請様式」をクリック → 「経営事項審査」・「経営規模等評価申請／総合評定値請求関係」をクリック)
また、様式及び記載要領については、(一財)東京都弘済会 弘済会アシストで購入も可能です。
- ② 入札参加の手続などについてのお問合せは、国・地方公共団体などの契約発注部署にお願いします。

9 お問合せ先

- ① 経営事項審査についての相談

建設業課内相談コーナー (都庁第二本庁舎3階)

- ・ 曜日 月曜日から金曜日まで (閉庁日除く。)
- ・ 時間 午前9時30分から11時30分まで、及び午後1時から午後4時30分まで
- ・ 電話 03-5321-1111 内線 30-657・658・659

- ② 経営状況分析申請

登録経営状況分析機関 ※次ページの登録経営状況分析機関一覧をご参照ください。

- ③ 審査予約日の変更・取消し

建設業課内受付 (都庁第二本庁舎3階)

- ・ 時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- ・ 電話 03-5321-1111 (内) 30-691

- ④ 申請書類の販売

(一財)東京都弘済会 弘済会アシスト

〒104-0043

東京都中央区湊1-12-11 八重洲第七長岡ビル4階

電話番号：03-6826-1011

F A X：03-3551-0678

- ⑤ 経営事項審査申請

上記以外の経営事項審査申請に関する事で、この説明書や東京都都市整備局のホームページでは対応できない事項についての来庁による相談は、経営事項審査をしていない午前9時から9時30分まで及び午後4時から午後5時までの間にお願いします。この時間帯以外では対応できない場合がありますので、ご了承ください。

都市整備局市街地建築部建設業課建設業指導担当 (都庁第二本庁舎3階)

登録経営状況分析機関一覧

※国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は以下のとおりです。今後、登録経営状況分析機関が追加又は廃止された場合は、国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp>) で随時更新されます。

※経営状況分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6131
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

平成30年4月現在。国土交通省ホームページより。

目 次

経営事項審査の注意事項等について
登録経営状況分析機関一覧

ページ

〔1〕 経営事項審査制度とは

1	経営事項審査とは	1
2	経営事項審査の申請に当たって	1
	〈経営事項審査申請の種類〉〈書類を提出できる方〉〈経営事項審査の審査機関〉	
	〈経営状況分析結果通知書（原本）が必要です。〉〈経営状況分析の登録機関〉	
	〈経営事項審査日の予約〉〈経営事項審査についての一般相談（申請書の書き方等）〉	
	〈申請書類の販売〉〈提出書類に虚偽の記載をしたときの罰則〉〈資料の提出、報告〉	
	〈審査項目の内訳〉	
3	経営事項審査の申請時期	4
	〈申請の時期と注意事項〉	
4	審査当日までの準備	5
	〈申請日までの書類の確認〉〈事前確認について〉	
5	経営事項審査申請に必要な手数料金額と納入方法	6
	〈納入の方法等〉〈手数料一覧表〉	
6	「経営事項審査」当日の進め方	7
	〈審査を受けるときの注意事項〉	
7	経営事項審査の結果の公表	7

〔2〕 経営事項審査申請書等の作成要領

1	申請書の記入について	8
	〈申請書記入上の注意〉	
2	提出書類の作成	8
	〈申請書の記入方法〉〈申請書のつづり方〉〈提示書類の準備について〉	
3	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	10
	〈経営規模等評価申請書、総合評定値請求書の書き方〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉	
	〈海外子会社の経営実績の評価〉	
4	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	19
	〈完成工事高（帳票）の書き方〉〈業種コード一覧表〉〈内訳のある業種について〉	
	〈完成工事高の業種間の振替〉〈「完成工事高の振替」注意事項〉	
	〈初めて経営事項審査を受けるときの前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高〉	
	〈建設業法で定義している「建設工事と建設業の種類」が契約書等の工事件名では分からない場合〉	
	〈一つの工事発注で工事を完成するために2業種以上の工事を行う場合について〉	

	〈単価契約の資料について〉〈複数の裏付資料について〉〈追加（変更）工事の取扱いについて〉	
	〈電子発注の裏付資料について〉〈事業年度による記入について〉	
	〈土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について〉	
	〈剪定、交換、調査等の完成工事高への計上について〉	
	〈配置技術者に出向者を配置している工事の完成工事高について〉	
	〈建設業法第26条第3項に該当する工事の配置技術者について〉	
	〈許可取得以前に請け負った工事について〉〈決算期の変更を行ったときの記入方法〉	
	〈決算期の変更を行ったときの完成工事高の算出方法〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得したが、最初の決算日が到来していないときの記入方法〉	
	〈新規に会社を設立し建設業許可を取得し、最初の決算日が審査基準日の場合の記入方法〉	
5	工事経歴書	31
	〈工事経歴書の書き方〉〈注意事項〉〈海外子会社の経営実績の評価〉	
6	技術職員名簿	40
	〈技術職員について〉〈技術職員名簿の書き方〉〈技術職員名簿の作成の注意〉	
	〈「技術職員資格区分コード表」に該当する者〉	
	〈技術職員等の加点対象となる経営事項審査上の常勤性及び恒常的雇用関係の確認資料〉	
	〈出向者の確認ができる資料〉〈「技術職員資格区分コード表」からの記入時の注意〉	
	〈資格区分コード001の該当要件〉〈資格区分コード002の該当要件〉	
	〈資格区分コード「001」で20歳代～30歳代の技術者記入上の注意点〉	
	〈資格区分コード「001」、「002」の該当技術職員が多いとき〉〈技術職員資格者業種コード表〉	
	〈技術職員資格区分コード表〉〈技術者の資格（指定学科）表〉〈資格区分コード「099」について〉	
	〈実務経験年数の振替で営業所専任技術者となった者の経営事項審査の取扱い〉	
	〈コード005 監理技術者補佐について〉	
7	その他の審査項目（社会性等）	63
	〈その他の審査項目（社会性等）の書き方〉〈雇用保険加入の有無〉〈健康保険加入の有無〉	
	〈厚生年金保険加入の有無〉〈建設業退職金共済制度加入の有無〉	
	〈退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無〉〈法定外労働災害補償制度加入の有無〉	
	〈若年技術職員の継続的な育成及び確保〉〈新規若年技術職員の育成及び確保〉	
	〈CPD単位取得数〉〈技術者数〉〈技能レベル向上者数〉〈技能者数〉	
	〈控除対象者数〉〈女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況〉	
	〈次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況〉〈青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況〉	
	〈建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況〉〈営業年数〉	
	〈民事再生法又は会社更生法の適用の有無〉〈防災協定の締結の有無〉〈法令遵守の状況〉〈監査の受審状況〉	
	〈公認会計士等の数〉〈二級登録経理試験合格者等の数〉〈研究開発費〉〈建設機械の所有及びリース台数〉	
	〈エコアクション21の認証の有無〉〈ISO9001の登録の有無〉〈ISO14001の登録の有無〉	
	〈知事コード〉	82
	〈東京都区市町村コード〉	82
	経営事項審査 確認書（都知事許可業者用）	83
[3]	申請に必要な提出書類一覧	84
	〈必要書類について〉〈「審査基準日に係る」資料の考え方〉	

〔４〕 再来（さいらい）の方法	87
〈再来とは〉〈再来の予約、審査日、審査時間〉〈審査の進め方〉	
〔５〕 特殊な経営事項審査について	88
1 合併、経営再建等の経営事項審査	88
〈合併、経営再建とは〉〈申請の手順〉〈参考〉	
〈申請に必要な書類〉(1) 合併等（承継以外）の経営事項審査申請に必要な書類	
(2) 承継（法人成り）の経営事項審査の申請に必要な書類	
(3) 経営再建があった場合の経営事項審査の申請に必要な書類	
2 外国建設業者の経営事項審査	92
〈外国建設業者の定義〉〈外国の定義〉	
〈外国企業が日本国内の事項のみで経営事項審査を申請する場合〉	
〈外国建設業者が日本国外の事項を含めて経営事項審査を申請する場合〉	
〈外国建設業者の「技術職員名簿」に記載する技術職員の有資格区分コードについて〉	
3 企業集団・持株会社による経営事項審査	93
〈企業集団・持株会社による経営事項審査を希望する場合〉	
〔６〕 変更届出書（別紙８）の訂正について	94
〈用紙について〉〈提出部数〉〈押印について〉〈代理人が訂正届を提出する場合〉	
〈添付書類のつづり方〉〈その他必要書類〉〈財務諸表の訂正方法〉	
〈「工事経歴書」、「直前３年の各事業年度における工事施工金額」の訂正方法〉〈訂正の受付〉	
〔７〕 申請用紙の入手方法	96
〈経営事項審査申請に必要な書類〉	
〔８〕 「最終チェックリスト」	97
〔９〕 補足資料	99
・ 損益計算書（営業利益）	
・ 注記表（研究開発費）	
・ 認定能力評価基準におけるレベル３・４の技能者について	
・ 独立監査人の監査報告書（文例）	
・ 会計参与報告（文例）	
・ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第２号）	
・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第３号）	
・ 建設機械の保有状況一覧表	
・ CPD単位を取得した技術者名簿（様式第４号）	
・ 技能者名簿（様式第５号）	
・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書（様式第６号）	

